

No.2008-0041

2009年3月25日

地震保険基準料率の変更に関する届出 (平成20年11月28日付) について、内容を一部見直しました

損害保険料率算出機構【理事長：森嶋昭夫（名古屋大学名誉教授）、略称：損保料率機構】は、平成20年11月28日に行った地震保険基準料率の変更に関する届出（建物構造の判定基準の変更）について、内容を一部見直し、平成21年3月25日付で金融庁長官にあらためて届出を行いました。見直しの内容、経緯および理由は以下のとおりです。

なお、これに伴い、火災保険参考純率の構造区分についても改定の届出を行いました（6頁参照）。

【見直しの内容】

今般の届出は、平成20年11月28日付の届出内容の一部を見直したものです（見直し点については2頁参照）。

平成20年11月28日付の届出においては、「枠組壁工法建物」（例：ツーバイフォー工法建物）の全てについて、構造区分をロ構造区分（保険料が高い区分）からイ構造区分（保険料が安い区分）に変更する内容としていましたが、今回の見直しにより、「枠組壁工法建物」が「省令準耐火建物」に該当する場合にはイ構造とし、該当しない場合は現行どおりロ構造とします。

【経緯および理由】

当機構では、枠組壁工法建物の全てをイ構造区分に変更する届出を11月28日付で行いました。主な理由は以下のとおりです。

- (1) 建築関係者等からの情報収集から、枠組壁工法建物のほとんど全てが省令準耐火に該当し、例外的に省令準耐火に満たない建物があっても、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の仕様書に従うことにより省令準耐火と同等の性能を有すると判断したこと
- (2) 保険の支払実績などからも被害は少ない結果となっていること
- (3) 上記の実態を前提とすれば、枠組壁工法建物の全てをイ構造区分とすることが可能であり、建物構造の判定基準をよりわかりやすいものとするができること

しかし、利害関係人からの異議の申出に基づき実施された公開の意見聴取（平成21年2月27日、金融庁で開催）およびその準備手続きにおいて、この点が論点の一つとなり、特に上記(1)に関して、①省令準耐火に満たない枠組壁工法建物の存在が例外的とまではいえないこと、かつ、②その性能が省令準耐火と同等であるとは言い切れないことが明らかになりました。また、③このような状況において、建物の耐火性能によらず枠組壁工法建物の全てを一律にイ構造とする改定を実施した場合、この改定をきっかけとして、省令準耐火に満たない枠組壁工法建物が増加する可能性も否定できないとの認識に至りました。

なお、今般の一部見直しは、異議申出人、公述人等関係者のご意見をあらためてお伺いした上で行ったものです。

◇本件に関するお問い合わせ◇

総務企画部 広報グループ contact@mx.giroj.or.jp

【平成 20 年 11 月 28 日付届出からの見直し点】

○平成 20 年 11 月 28 日付の届出

	現行		改定後
イ 構 造	1. 耐火構造の建物 (a) コンクリート造または耐火被覆鉄骨造の建物	→	1. 下記のいずれかに該当する建物 (a) コンクリート造建物 (b) コンクリートブロック造建物 (c) れんが造建物 (d) 石造建物 (e) 鉄骨造建物 (f) 枠組壁工法建物
	2. 準耐火構造の建物 (a) 外壁がコンクリート造の建物 ・木造建物 ^{注1} ・木造以外の建物 ^{注1} (b) 土蔵造建物 (c) 鉄骨造建物で、外壁が不燃材料または準不燃材料の建物 (d) 準耐火建築物		2. 耐火建築物 3. 準耐火建築物 4. 省令準耐火建物
ロ 構 造	イ構造以外の建物 ・枠組壁工法建物 ^{注1} ・省令準耐火建物 ^{注1} ・その他	→	イ構造以外の建物 ・外壁がコンクリート造の木造建物で、準耐火建築物・省令準耐火建物に該当しないもの ・土蔵造建物 ・その他



○今般（平成 21 年 3 月 25 日付）の届出

	現行		改定後
イ 構 造	1. 耐火構造の建物 (a) コンクリート造または耐火被覆鉄骨造の建物	→	1. 下記のいずれかに該当する建物 (a) コンクリート造建物 (b) コンクリートブロック造建物 (c) れんが造建物 (d) 石造建物 (e) 鉄骨造建物
	2. 準耐火構造の建物 (a) 外壁がコンクリート造の建物 ・木造建物 ^{注1} ・木造以外の建物 ^{注1} (b) 土蔵造建物 (c) 鉄骨造建物で、外壁が不燃材料または準不燃材料の建物 (d) 準耐火建築物		2. 耐火建築物 3. 準耐火建築物 4. 省令準耐火建物
ロ 構 造	イ構造以外の建物 ・枠組壁工法建物 ^{注1} ・省令準耐火建物 ^{注1} ・その他	→ ^{注2}	イ構造以外の建物 ・外壁がコンクリート造の木造建物で、準耐火建築物・省令準耐火建物に該当しないもの ・土蔵造建物 ・その他

注1 これらの各建物については、現行の構造区分の規定では明記されていませんが、今般の改定で構造区分が変更となる建物をわかりやすくお示しするため記載しました。

注2 枠組壁工法建物が省令準耐火建物に該当する場合にはイ構造、該当しない場合はロ構造となります。

- 平成 20 年 11 月 28 日付の届出は、地震保険における建物の構造区分の判定基準をよりわかりやすくしたものです（地震保険においては、契約対象である居住用建物（契約対象が家財の場合、収容されている居住用建物）の構造とその所在地で料率が決定されます）が、この方向性は今般の見直しにおいても変わりありません。
- 判定基準の変更により、適用される基準料率が引上げとなる建物（外壁がコンクリート造の木造建物で、準耐火建築物または省令準耐火建物に該当しないものおよび土蔵造建物）について、負担軽減の観点から基準料率の引上げを 30%までとする激変緩和措置が適用される点も変わりありません（激変緩和措置は、火災保険既契約者が、実施日（現時点では未定）以後に火災保険契約を更新した場合、更新した契約に付帯する地震保険に対し適用されます。）。

【基準料率と保険料例（平成20年11月28日付届出と同じ内容です）】

1. 構造区分が変更とならない建物の地震保険基準料率（保険期間1年 保険金額1,000円につき）および保険料例（割引無 保険金額1,000万円の場合の1年間の保険料）

都道府県	現行基準料率(円)		現行基準料率による保険料例(円)	
	イ構造	ロ構造	イ構造	ロ構造
北海道	0.65	1.27	6,500	12,700
青森県	0.65	1.27	6,500	12,700
岩手県	0.50	1.00	5,000	10,000
宮城県	0.65	1.27	6,500	12,700
秋田県	0.50	1.00	5,000	10,000
山形県	0.50	1.00	5,000	10,000
福島県	0.50	1.00	5,000	10,000
茨城県	0.91	1.88	9,100	18,800
栃木県	0.50	1.00	5,000	10,000
群馬県	0.50	1.00	5,000	10,000
埼玉県	1.05	1.88	10,500	18,800
千葉県	1.69	3.06	16,900	30,600
東京都	1.69	3.13	16,900	31,300
神奈川県	1.69	3.13	16,900	31,300
新潟県	0.65	1.27	6,500	12,700
富山県	0.50	1.00	5,000	10,000
石川県	0.50	1.00	5,000	10,000
福井県	0.50	1.00	5,000	10,000
山梨県	0.91	1.88	9,100	18,800
長野県	0.65	1.27	6,500	12,700
岐阜県	0.65	1.27	6,500	12,700
静岡県	1.69	3.13	16,900	31,300
愛知県	1.69	3.06	16,900	30,600
三重県	1.69	3.06	16,900	30,600
滋賀県	0.65	1.27	6,500	12,700
京都府	0.65	1.27	6,500	12,700
大阪府	1.05	1.88	10,500	18,800
兵庫県	0.65	1.27	6,500	12,700
奈良県	0.65	1.27	6,500	12,700
和歌山県	1.69	3.06	16,900	30,600
鳥取県	0.50	1.00	5,000	10,000
島根県	0.50	1.00	5,000	10,000
岡山県	0.65	1.27	6,500	12,700
広島県	0.65	1.27	6,500	12,700
山口県	0.50	1.00	5,000	10,000
徳島県	0.91	2.15	9,100	21,500
香川県	0.65	1.56	6,500	15,600
愛媛県	0.91	1.88	9,100	18,800
高知県	0.91	2.15	9,100	21,500
福岡県	0.50	1.00	5,000	10,000
佐賀県	0.50	1.00	5,000	10,000
長崎県	0.50	1.00	5,000	10,000
熊本県	0.50	1.00	5,000	10,000
大分県	0.65	1.27	6,500	12,700
宮崎県	0.65	1.27	6,500	12,700
鹿児島県	0.50	1.00	5,000	10,000
沖縄県	0.65	1.27	6,500	12,700

2. 構造区分が変更となる建物の地震保険基準料率（保険期間1年 保険金額1,000円につき）および
 保険料例（割引無 保険金額1,000万円の場合の1年間の保険料）

都道府県	基準料率(円)				保険料例(円)			
	引下げとなる建物		引上げとなる建物		引下げとなる建物		引上げとなる建物	
	ロ構造→ イ構造	引下げ率	イ構造→ ロ構造 (激変緩和 措置有)	引上げ率	ロ構造→ イ構造	差額	イ構造→ ロ構造 (激変緩和 措置有)	差額
北海道	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900
青森県	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900
岩手県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
宮城県	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900
秋田県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
山形県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
福島県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
茨城県	0.91	-52%	1.18	+30%	9,100	-9,700	11,800	+2,700
栃木県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
群馬県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
埼玉県	1.05	-44%	1.36	+30%	10,500	-8,300	13,600	+3,100
千葉県	1.69	-45%	2.19	+30%	16,900	-13,700	21,900	+5,000
東京都	1.69	-46%	2.19	+30%	16,900	-14,400	21,900	+5,000
神奈川県	1.69	-46%	2.19	+30%	16,900	-14,400	21,900	+5,000
新潟県	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900
富山県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
石川県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
福井県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
山梨県	0.91	-52%	1.18	+30%	9,100	-9,700	11,800	+2,700
長野県	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900
岐阜県	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900
静岡県	1.69	-46%	2.19	+30%	16,900	-14,400	21,900	+5,000
愛知県	1.69	-45%	2.19	+30%	16,900	-13,700	21,900	+5,000
三重県	1.69	-45%	2.19	+30%	16,900	-13,700	21,900	+5,000
滋賀県	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900
京都府	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900
大阪府	1.05	-44%	1.36	+30%	10,500	-8,300	13,600	+3,100
兵庫県	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900
奈良県	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900
和歌山県	1.69	-45%	2.19	+30%	16,900	-13,700	21,900	+5,000
鳥取県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
島根県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
岡山県	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900
広島県	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900
山口県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
徳島県	0.91	-58%	1.18	+30%	9,100	-12,400	11,800	+2,700
香川県	0.65	-58%	0.84	+29%	6,500	-9,100	8,400	+1,900
愛媛県	0.91	-52%	1.18	+30%	9,100	-9,700	11,800	+2,700
高知県	0.91	-58%	1.18	+30%	9,100	-12,400	11,800	+2,700
福岡県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
佐賀県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
長崎県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
熊本県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
大分県	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900
宮崎県	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900
鹿児島県	0.50	-50%	0.65	+30%	5,000	-5,000	6,500	+1,500
沖縄県	0.65	-49%	0.84	+29%	6,500	-6,200	8,400	+1,900

【補 足】

1. 損保料率機構について

当機構は損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づき設立された、損害保険会社を会員とする民間の法人で、同法に基づき、地震保険の基準料率を算出しています。

地震保険の基準料率算出の他、自動車損害賠償責任保険の基準料率、火災保険・傷害保険・任意自動車保険・介護費用保険の参考純率の算出、および自動車損害賠償責任保険の損害調査を主な業務としています。

2. 地震保険について

居住用建物やこれに収容される家財が、地震・噴火またはこれらによる津波を原因として、損害を被った場合に補償が受けられる保険です（火災保険ではこれらの損害は補償されません）。

「地震保険に関する法律」に基づく制度で、地震保険単独で加入することはできず、必ず火災保険とあわせて加入し、保険金額は火災保険の保険金額の 30%～50%で設定することになっています。

3. 地震保険基準料率の届出と金融庁長官による審査

当機構が料団法第9条の3に基づき地震保険基準料率を金融庁長官に届け出ると、金融庁長官は、当該基準料率について審査（適合性審査）を行います。審査において、料団法に定める条件に適合していると判断されれば、当機構の会員である損害保険会社は、当該基準料率を使用することができます。

4. 基準料率に関する資料の閲覧

4月2日付の官報に届け出た内容が掲載されます。その内容が記載された地震保険基準料率表は、当機構のホームページでも同様のものを掲出しております。また、当機構本部において、基準料率算出のための基礎資料の閲覧ができます。

5. 金融庁長官への異議の申出

契約者や被保険者などの利害関係人は、当機構が金融庁長官に届け出た基準料率に不服がある場合には、料団法に基づき金融庁長官に対し異議の申出を行うことができます。異議の申出期間は、当機構が基準料率の届出を官報に公告した翌日（4月3日）から2週間以内、および適合性審査を経て金融庁長官が基準料率を告示した翌日から2週間以内です。

【ご参考・火災保険参考純率の改定届出について】

平成20年9月3日付の届出においては、「枠組壁工法建物」の構造区分について、C構造からT構造に変更する内容となっていました。今般の届出においては、当該変更を行わないことといたしました。よって、「枠組壁工法建物」のうち、省令準耐火建物に該当しない建物については、T構造ではなくH構造となります。

なお、参考純率とは、損害保険の保険料率のうち、純保険料率部分（事故が発生したとき払われる保険金に相当する部分）について、当機構が、会員である損害保険会社に対し、参考として算出・提供しているものです。したがって、会員会社には参考純率の使用義務はなく、以下の内容は、会員各社で実際に販売される火災保険商品の内容と異なる場合があります。

○平成20年9月3日の届出

	改定前		改定後
A構造	1. 耐火構造の建物 (a) コンクリート造または耐火被覆鉄骨造の建物	共同住宅	M構造
		共同住宅以外	
B構造	1. 準耐火構造の建物 (a) 外壁がコンクリート造の建物 ・ 木造建物 ^{注1} ----- ・ 木造以外の建物 ^{注1} (b) 土蔵造建物 ----- (c) 鉄骨造建物で、外壁が不燃材料または準不燃材料の建物 (d) 準耐火建築物	共同住宅	T構造
		共同住宅以外	
		注3	
		注3	
C構造	1. 外壁が不燃または準不燃の木造建物 ・ 枠組壁工法建物 ^{注1} ・ 省令準耐火建物 ^{注1注2} ・ その他	注4	H構造
		注5	
D構造	A・B・Cに該当しない建物		M・Tに該当しない建物



○今般（平成21年3月25日）の届出

	改定前		改定後
A構造	1. 耐火構造の建物 (a) コンクリート造または耐火被覆鉄骨造の建物	共同住宅	M構造
		共同住宅以外	
B構造	1. 準耐火構造の建物 (a) 外壁がコンクリート造の建物 ・ 木造建物 ^{注1} ----- ・ 木造以外の建物 ^{注1} (b) 土蔵造建物 ----- (c) 鉄骨造建物で、外壁が不燃材料または準不燃材料の建物 (d) 準耐火建築物	共同住宅	T構造
		共同住宅以外	
		注3	
		注3	
C構造	1. 外壁が不燃または準不燃の木造建物 ・ 枠組壁工法建物 ^{注1} ・ 省令準耐火建物 ^{注1注2} ・ その他	注4	H構造
		注5	
D構造	A・B・Cに該当しない建物		M・Tに該当しない建物

注1 これらの各建物については、現行の構造区分の規定では明記されていませんが、今般の改定で構造区分が変更となる建物をわかりやすくお示しするため記載しました。

注2 構造はC構造ですが、料率はB構造を準用しています。

注3 外壁がコンクリート造の木造建物が、準耐火建築物または省令準耐火建物に該当する場合はT構造となります。

注4 外壁がコンクリート造の木造建物が、準耐火建築物と省令準耐火建物のいずれにも該当しない場合はH構造となります。

注5 枠組壁工法建物が省令準耐火建物に該当する場合にはT構造、該当しない場合はH構造となります。